

令和3年度(2021年度)越谷市 介護保険施設等の整備方針

1 基本的な考え方

- (1) 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)における各種施設の整備については、各日常生活圏域における地域密着型サービスの整備状況を勘案しつつ整備を進めるとともに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の広域型施設の整備も併せて進める。
- (2) 同一法人が同じサービスを複数申請することは認められない。
- (3) 新たに社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立する場合には、法人認可事務と調整を図りながら整備を進める。
- (4) 法人の安定的な経営を確保する観点から、新たに法人を立ち上げて、広域型施設を新設した法人については、経営状況を判断するため、当該施設の開設から1年以上経過しなければ、次の施設整備に係る事前協議は認められない。また、同一年度に複数の介護保険施設等を整備することは、借入金が過大となり、法人の安定経営が危惧されるため認められない。
- (5) 応募書類の提出以降および選定後、事業者の都合による応募書類の変更は、原則、認められない。
- (6) 第8期計画期間中(令和5年度末)に整備が完了できる整備計画であること。

2 令和3年度に募集するサービス

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

- (1) 第8期計画期間においては、市内全域で1施設(100床)の整備を進める。
- (2) 施設は、国がユニット型施設の整備を推進していることを鑑みユニット型施設の整備を基本とする。ただし、従来型施設についても利用者の動向など地域における状況から、拒むものではない。なお、ユニット型施設と従来型施設の併設施設の整備計画については、法人側より併設施設とする理由等を明確に示した場合に認めるものとする。
- (3) 特別養護老人ホームに関する補助については、別に定める「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助をする。

【地域密着型サービス】

- (1) サービスごとの募集は次のとおりとする。
 - ① 小規模多機能型居宅介護
 - ・第8期計画期間においては、1施設の整備を進める。
 - ・サテライト型ではなく、通常型の整備を進める。
 - ② 認知症対応型共同生活介護
 - ・第8期計画期間においては、2施設(36床)の整備を進める。
 - ・日常生活圏域内に当該施設が整備されていない、南越谷地区の申請を優先する。
 - ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・第8期計画期間においては、1施設の整備を進める。
 - ④ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・第8期計画期間においては、1施設の整備を進める。
- (2) 上記の整備については、①から④の全ての組み合わせ、またはいずれかを組み合わせた整備計画を提出した法人の応募を優先するが、単体での応募を妨げるものではない。
- (3) 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護については、第8期計画期間中、随時申請を受け付ける。
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第8期計画期間中、募集しない。
- (5) 施設整備に関する補助については、埼玉県で規定する「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の活用により行うものとし、予算の範囲内で補助をする。

3 令和4年度以降に募集するサービス

【特定施設入居者生活介護】

- (1) 第8期計画期間に公募を行う特定施設入居者生活介護(1施設、60床)については、令和4年度に公募を行う予定である。
- (2) 詳細については、適宜、広報紙及び市公式ホームページで周知するものとする。

4 その他

第8期計画期間に予定をしている、開設から10年以上経過した介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)1施設の大規模な修繕については、選定方法を含めた詳細を、令和3年度中に対象施設へ周知する予定である。